

アクション・プランに基づく地方自治体とハローワークの一体的実施に向けた提案

平成25年6月27日

足立区

1. 提案の概要

足立区中部福祉事務所（足立区役所内）に、生活保護受給者、住居手当受給者、児童扶養手当受給者、いのち支えるより添い支援事業対象者、これらの申請者及び相談者（以下「生活保護受給者等」という。）を対象とした、ハローワークの職業紹介機能を持つ就労支援窓口を設置し、福祉事務所のケースワーカー及び就労支援相談員等と、ハローワークが連携し、生活保護受給者等に対する一体的な就労支援を実施する。

2. 提案理由

リーマン・ショックの影響などで、昨年3月には全国で生活保護を受けている人が200万人を超え、過去最多を更新し現在も増え続けている状況です。足立区においても一時の急増は落ち着いたものの、依然、生活保護世帯は増加傾向にあります。特に、稼働能力を有する、いわゆる「その他」世帯が増加している中で、生活保護受給者に対する就労支援をより推進することが課題となっている。

生活保護受給者等の就労支援については、現在も、足立区はハローワークと連携した取組を実施して一定の成果が出ているところであるが、これまで以上に両者が連携した支援を実現するため、今般、アクション・プランに基づく一体的実施の提案の提出に至った。

3. 提案内容

(1) 支援対象者

生活保護受給者、住宅手当受給者、児童扶養手当受給者、いのち支えるより添い支援事業対象者、これらの申請者及び相談者とする。

(2) 設置場所

足立区中部福祉事務所（足立区役所内）

(3) 実施内容

国が行う無料職業紹介等と区が行う生活保護に係る業務を一体的に実施する。

具体的には、国（ハローワーク）は、設置する窓口職員を配置し、区が

ら誘導を受けた支援対象者に対して、職業相談・職業紹介を実施する。

区は、就労支援員等を配置して、生活保護受給者等に対する意欲喚起等を行うとともに、職業相談・職業紹介の対象として適切な支援対象者を、国の窓口に誘導する。